

お取引先の皆様へ

平素より格別のお引き立てを賜り誠にありがとうございます。

ジンマー・バイオメット合同会社では、国民の皆様からの税金による公的研究費により運営されているプロジェクトに参画しております。そのため公的研究費の執行においては、文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費にかかる不正を防止するため社内体制を整備し、規程等を制定しております。公的研究費を用いた物品やサービスをご提供くださるお取引先の皆様におかれましては、当該物品等の受発注前までには以下の事項を十分ご理解いただいた上で、「誓約書」のご提出をお願いいたします。

弊社の主なルール等

- ✓ 10万円以上の物品等については、業務担当者ではなく、購買チームを経由して受発注を行う。
- ✓ 口頭での受発注は、金額や規模の多寡によらず一切認めない。
- ✓ 誓約書の内容を理解・合意されたうえで、署名いただく。

報告されている不正事例

以下のような不正事例が過去に報告されております。ご参照の上、不正防止への一層のご協力をお願いいたします。

- 架空発注により得た補助金を業者に預け金として管理させていた。また請求書の品名書き換えにより、異なる物品が納品されていた。
- 謝金や旅費の架空請求を業者に行わせ、プール金として管理していた。
- 上記のような不正は公的研究費への参加資格制限や懲戒、刑事告訴といった措置につながっています。

文部科学省ホームページの検索機能で「研究機関における不正使用事案について」と検索いただき、事例の詳細についてもご確認ください。

なお、公的研究費にかかる不正または不正が疑われるような行為・事象につきましては、以下の弊社窓口まで速やかにご連絡をお願いいたします。

告発窓口：kokuhatsu.japan@zimmerbiomet.com

ジンマー・バイオメット合同会社
職務執行者 内田 至皇

ジンマー・バイオメット合同会社 御中

誓約書

ジンマー・バイオメット合同会社との取引について、下記の通り誓約いたします。

- 文部科学省の定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」を理解し、ジンマー・バイオメット合同会社の規則等を遵守し、不正に関与しないこと。
- ジンマー・バイオメット合同会社の調査等において、取引帳簿の閲覧および提供等の要請に協力すること。
- 不正が認められた場合、取引停止を含むいかなる処分を講じられてもこれを受諾すること。
- ジンマー・バイオメット合同会社チームメンバーから不正または不正を疑われる行為の依頼・示唆等があった場合には、速やかにジンマー・バイオメット合同会社の告発窓口に通報すること。

年 月 日

社名：

住所：

所属・役職：

氏名：

 (印)